平成26年10月15日

改正 令和7年9月17日

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、津市議会において手話通訳及び要約筆記(以下「手話通 訳等」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。 (対象者)
- 第2条 手話通訳等を求めることができる者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者及び音声・言語障害者とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(対象事項等)

- 第3条 手話通訳等は、本会議の傍聴の際に、一般傍聴席において行うものと する。
- 2 手話通訳等を行う者は、津市意思疎通支援事業実施要綱(平成30年津市 訓第28号)の規定により本市の登録を受けた意思疎通支援者とする。 (申請)
- 第4条 手話通訳等を受けようとする者(以下「利用者」という。)又はその代理人は、手話通訳等を受けようとする日の7日前までに津市議会手話通訳(要約筆記)申請書(第1号様式)を議長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(決定)

- 第5条 議長は、前条に規定する申請書が提出された場合において、手話通訳等を必要と認めるときは、市長の事務担当部局を通じて意思疎通支援者を選定し、津市議会手話通訳(要約筆記)決定通知書(第2号様式)により手話通訳等の日時その他必要な事項を利用者又はその代理人に通知するものとする。
- 2 議長は、前条に規定する申請書が提出された場合において、手話通訳等を 行わないと認めるときは、その旨を利用者又はその代理人に通知するものと する。

(費用の負担)

第6条 利用者の費用負担は、原則として無料とする。

(報償金等)

第7条 手話通訳等を行った意思疎通支援者に対しては、別表に定める基準により報償金等を支払うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、 議長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年11月25日から施行する。
- 2 手話通訳等の利用に係る手続については、この要綱の施行の日前において も行うことができる。

附 則(令和7年9月17日)

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表(第7条関係)

| 項目 | 基準 | | 金額 |
|-----|-------------|----------|--------|
| 報償金 | 利用者との待合わせ時間 | 1時間まで | 2,000円 |
| | から手話通訳等の終了時 | | |
| | 間までの時間に対して支 | | |
| | 給する。 | | |
| | | 1時間を超えた場 | 1,000円 |
| | | 合は30分ごと | |
| | | (30分未満の端 | |
| | | 数があるときは、 | |
| | | 30分とする。) | |
| | | | |
| 交通費 | 自宅から津市議会議事堂 | 公共交通機関又は | 実費 |
| | までの往復に要した費用 | 高速道路等の有料 | |
| | に対して支給する。 | 道路(2区間以 | |
| | | 上)を利用した場 | |
| | | 合 | |
| | | 自家用車を使用し | 3 7 円 |
| | | た場合 1キロ | |
| | | メートルにつき | |
| | | | |

第1号様式(第4条関係)

津市議会手話通訳 (要約筆記) 申請書

年 月 日

(宛先) 津市議会議長

(₹)

住 所

申請者 氏 名

電 話

手話通訳 次のとおり を申請します。 要約筆記

| 安剂事品 | | | | | |
|--------|-------|-------|---|--|--|
| | フリ | ガナ | | | |
| | 氏 | 名 | | | |
| 傍聴される方 | 住 | 所 | 〒 | | |
| | F A | х • | | | |
| | E - m | a i 1 | | | |
| | (必ず言 | 記入) | | | |
| | ど | | | | |
| | ち目 | 時 | | | |
| 傍聴を希望 | 5 | | | | |
| される日時 | か | | | | |
| 又は質問者 | を一般 | 田田 土 | | | |
| | 質問者記 | | | | |
| | 入 | | | | |

※傍聴される方が複数である場合は、「別紙のとおり」として別紙に記載して ください。

津市議会手話通訳 (要約筆記) 決定通知書

(記 号 番 号) 年 月 日

(氏 名) 様

津市議会議長 (氏 名) 即

手話通訳

年 月 日付けで申請のあった については、津市議会 要約筆記

手話通訳及び要約筆記実施要綱第5条第1項の規定により実施を決定しましたので通知します。

| | フリガナ | |
|---------|------|-----------------|
| 傍聴される方 | 氏 名 | |
| 防船される方 | 住 所 | 〒 FAX・E-mail |
| 日時 | | |
| 質 問 者 | | |
| 意思疎通支援者 | | |
| 注 意 事 項 | | |

※質問者を指定した場合において、本会議の日程等の変更により、当該質問者の質疑・質問の際に手話通訳等を受けられなくなることがあります。

※傍聴の際は、この通知書を持参してください。